

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 8 年 4 月 2 2 日

奄美市農業委員会

第 4 回定例総会議事録

署名委員 山下優子

署名委員 榮 清安

## 奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 平成27年4月22日(金) 午後3時～

2. 招集場所 市役所別館3階会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 なし

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 有川 衛

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・5月定例総会日程について
- ・農地利用最適化推進委員の委嘱状交付

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 非農地の認定について

- 議案第29号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第30号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第31号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第32号 奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更:除外)に伴う意見書について
- 議案第33号 奄美農業振興整備計画変更申請(軽微な変更:用途区分の変更)に伴う意見書について

#### 協議事項

#### (4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成28年第4回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本会の会議録署名委員に3番山下優子委員と4番榮 清安委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第25号から議案第33号までの9件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査案件が含まれておりますので、議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。

<p>議 長</p>	<p>(議長交代)</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>議案第 2 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No. 1 7 につきましては、贈与による所有権移転でございます。新規で 1 2 ページには営農計画書も添付されております。取得地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No. 1 8 につきましては、賃貸借権設定の案件でございます。1 4 ページにありますように受人は、桑 5 3. 1 5 アールを栽培しており、取得地にも桑を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No. 1 9 につきましては、売買による所有権移転でございます。3 0 ページにありますように受人は、サトウキビ 5 9. 6 2 アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上 3 件でございます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p> <p>(前山委員)</p> <p>議案第 2 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 7 の譲渡人について報告をいたします。</p> <p>4 月 1 9 日の午後中に電話で確認をいたしました。その結果これは親子による贈与で母から子にという事ですが、これに間違いはないという事で息子さ</p>

んに全てを渡すという事で大変本人は喜んでおりまして、これは亡くなったご主人の遺言でもあり、これが決まったら仏壇に手を合わせて報告するという事で喜んでおりまして、是非よろしくお願ひしますという事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

16番

(平井委員)

農地法第3条許可申請No.17の譲受人について報告いたします。

4月20日に直接本人と面談をいたしました。今回は私も初めてという事で調査項目にある①から⑥を雑談を交えながら聞き取りしてきたのですが、本人はその場所を受けた時にゆくゆくはサトウキビ畑にしたいと、その中でも試験的な肥料を色々使ったり地域に何か貢献できるものに使っていききたいというふうにおっしゃっていました。②の農業従事者と年間日数については申請のとおり間違いはないという事です。③の申請地取得後の作物の収穫予定ですがまだこれから始めるという事で分からないという事でした。④の職業に関してですが資材販売という形で聞いているところです。話しの中で⑤の営農意欲等は感じましたし、今後先程ありました様に地域の農業に貢献していきたいというふうにお伺ひしました。⑥の後継者や営農資金の準備については会社の従業員も一緒になって作業に取り組みたいと、資金力は十分にあると、また農機具はゆくゆくは組合等にお願ひという事を聞き取りいたしました。以上で終わります。

10番

(中棚委員)

現地の土地の確認をしまして、畑は笠利Aコープから100メートル程の右側にありまして、前任者がその畑にイヌマキ等防風対策をしてあるのですが現在は無耕作地です。譲受人はサトウキビを植え付けるという事で、その周りは全部サトウキビ畑になっており一応1種農地地域になっておりますので何ら栽培には影響ないものと思います。以上です。

16番

(平井委員)

農地法第3条許可申請No.18の賃借人について報告いたします。

こちらの方も4月20日に直接本人と面談をしてきました。聞き取り調査の中で今後植え付ける作物の予定としては桑を植え付けたいという事をお伺ひしました。会社の方がアードン化粧品というのをさかれていて、会社の設立は平成23年ですがそこから業績も良くなってきて桑の畑が欲しいという事

で今回借りたいという事でした。②の申請についても間違いないという事を聞いています。③の今後の収穫予定量については私もタンカンを作っていますが、桑については初めてで聞く中で反当10アール当たり500本から600本植える中で3年目からは1樹に3キロ付けると大体1トン500キロから1トン800キロの収量が上がるのではないかというふうにおっしゃっていました。営農の意欲についてはこちらの会社の中で従業員も交えて取り組んでいきたいという事を聞いております。また営農資金も十分にあり農業機器についても既存の機械を使って取り組んでいきたいというふうに聞いております。以上です。

事務局

(池次長)

No.18の賃貸人について事務局から報告いたします。

賃貸人が鹿児島市春山町にお住まいですので、こちらから4月21日12時30分に電話で確認いたしました。本人と電話の中で書類上の確認をし、了承いただきました。以上です。

2番

(西委員)

No.18の現地の報告をいたします。

22、23ページに案内図がありますが、そこは農業振興地域になっています。周りは畑をしている人もいますが遊休農地が多いので桑を植えたいという事で桑栽培に適していると思います。以上です。

15番

(吉委員)

農地法第3条許可申請No.19について調査報告をいたします。

4月18日午前10時に申請の出ている畑について受人・渡人の自宅で直接話しを聞いてきました。初めに受人に話しを聞いてきましたが、高齢ではありますがサトウキビ農家で後継者である長男と二人でサトウキビを栽培しております。今回の申請地を購入してサトウキビの面積拡大を図るためとの事でした。次に渡人に自宅で話しを聞いてきました。高齢でサトウキビ栽培が大変であり申請地の隣が受人の畑と同一状態になっているため売買する事にしたとの事でした。申請書に書いてある内容に間違いはないという事です。土地につきましては現在サトウキビの春植がされており畑内の境界も無く同一状態でキビが植えられております。周辺の農地への影響も無いと思われれます。隣接の畑とは段差があり境界もはっきりしておりますので特に問題は無いと思います。農地法第3条の「第2項第1号、第2項第4号、第2項

第7号」については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(前山会長)

日程第4

議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び農地区分の報告)

No.2につきましては、牛舎を建設するための申請であります。申請地は45ページの位置図にもありますように笠利町大字和野のケナズラにある農振農用地区域で、議案第33号で出されています農振変更申請の軽微な変更：

	<p>用途区分の変更の農地であるため、農地区分は第1種農地と判断されます。 以上1件でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長) それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
<p>9番</p>	<p>(大山委員) 議案第26号農地法第4条の規定による許可申請No.2について調査報告をいたします。 4月19日午前8時30分に申請人本人より現地で直接聞き取りをいたしました。申請人は現在肉用牛38頭を飼養する畜産農家で、市の認定農家として農業経営を営まれております。今回は飼養頭数を38頭から58頭へ規模拡大のため新たに補助事業によって牛舎2棟と堆肥舎1棟を建設するものです。資金調達計画につきましては120,948千円の内補助金等が110,073円で91パーセント、自己資金として10,875千円の内融資が9,090千円で1,785千円が実質の自己負担です。土地につきましては現在の申請人の牛舎の隣接する草地に新たに建設するという事でした。ご審議をよろしく願います。以上報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。</p>
<p>11番</p>	<p>(肥後委員) 畜舎等の増築の時に許可が要ると要らないものの境界を皆さんに事務局の方からお話し頂きたいと思えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(有川笠利分室長) これにつきましては農地法第4条の農地の転用の制限という形に当たります。4条申請を受けなければならない但し書きの中で「次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない」という事で1号から8号までである内の8号でその他農林水産省で定める場合という事がありまして、その農林水産省で定める附則というのが農地法施行規則（農地の転用の制限の例外）第32条で「法第4条第1項第8号の農林水産省で定める場合は次に掲げる場合とする。1、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用のためまたは、その農地（2アール未満のもの</p>

	に限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」は許可は要りませんという事で、2アールまでは許可は要らないという事で2アールを超えたら許可が必要となります。
議長	(前山会長) 今の説明で分かりましたか。200平方メートルを超えたら申請が必要で、200平方メートル以下であれば4条申請をする必要はないという事です。
事務局	(有川笠利分室長) 自分の農地を農業用施設、農産物処理加工施設、農畜産物販売施設等によっては2アールまでは大丈夫ですよ、それを超えたら許可が必要ですよという事です。
議長	(前山会長) ビニールハウス等も建てるだけでしたら良いのですが、鶏を飼うとかしてコンクリートを敷くとなると4条申請が必要になってきますので注意されて下さい。
15番	(吉委員) 事業申請されているのですが許可が下りて事業申請をするのか、申請をしながら許可となるのか、どちらが先になりますか。事業申請をして許可になったから4条申請を出すのか、4条許可が下りてから事業申請をするのか、並行で良いのかです。
事務局	(有川笠利分室長) 同時並行で構いません。
15番	(吉委員) もし許可が下りなかったら事業はどうなるのですか。
議長	(前山会長) 許可がないと出来ませんから中止という事になりますね。
事務局	(有川笠利分室長) 農振につきましても農用地転用許可事務の迅速化及び簡潔化という通達に

	<p>よって同時に進めて下さいという事になっています。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>申請人のご息も何名かいらっしゃるのですが一緒にはやっていないのですか。</p>
9 番	<p>(大山委員)</p> <p>まあ申請人だけがやっておりますね。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>一人でこれだけ切り盛り出来ますか。</p>
9 番	<p>(大山委員)</p> <p>そうですね、頑張っております。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>はい、分かりました。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>私は笠利の畜産担当でいたのですが、過去に旦那さんがいたのですが旦那さんが亡くなられてその後一人でやっておられます。何年かして最近になって内地から長男が帰って来まして長男と最近は一緒にやっているところではあるのですが最近はいないのですかね。</p>
9 番	<p>(山下委員)</p> <p>いないみたいです。内地に上るみたいです。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>この間までは競りの市場で牛を引っ張った事がありました。</p>
9 番	<p>(山下委員)</p> <p>私が行った時には本人が上ると言っているのという話しでした。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第26号の農地法第4条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目適当と認め県農業会議に諮問することに決定いたしました。

日程第5

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査案件が含まれておりますので、議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び農地区分の報告)

No.9につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は74ページの位置図にもありますように春日町の春日保育所の道路向かいで周囲は住宅に囲まれており、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.10につきましては、売買による所有権の移転で貸し駐車場を建設する

ための申請でございます。

申請地は79ページの案内図にもありますように有屋町のカトリック教会裏の都市計画区域内で周りは住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.11につきましては、売買による所有権の移転で貸し駐車場を建設するための申請でございます。

申請地は93ページの案内図にもありますように大熊町の山裾の都市計画区域内で周りは住宅に囲まれており、地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.12につきましては、売買による所有権の移転で駐車場及び資材置き場を建設するための申請でございます。

申請地は笠利町和野の空港手前の県道沿いの土地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上4件でございます。

議長

(松崎会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次報告をお願いいたします。

1番

(前山委員)

農地法第5条申請のNo.9の譲受人及び土地について報告いたします。

4月20日午前8時30分譲受人と時間を打ち合わせまして申請地にて確認をいたしました。申請内容については間違いはないという事で、早く家を建てたいという事でよろしくお願ひしますという事でございましたけれども、67ページの写真を見て分かるとおりに駐車場としてアスファルトで整地されている所なのです。行政書士さんに問い合わせましたらこの土地は元々譲渡人の実家が40数年前から建っていた所で、今回の春日線の道路新設の際にそこまでアスファルトをしてもらったという話で、本人達もずっと住んでいたのものでそこは宅地になっているものだと思い込んでやっていたが、今度売買する事になって調べてみたら農地であるという事が発覚してこのような事になったという事ですので、この案件はどう判断すれば良いのか私も一寸困っており迷っているところですが、皆様のご審議方よろしくお願ひい

たします。以上です。

2 番 (西委員)

農地法第 5 条許可申請 No. 9 の調査報告をいたします。

4 月 1 9 日午後 8 時頃渡人の自宅にて聞き取り調査をしました。申請書のとおり地番、面積、対価等に間違いがないという事でした。以上です。

1 6 番 (平井委員)

農地法第 5 条許可申請 No. 1 0 について調査報告をいたします。

4 月 2 1 日午後 3 時に譲受人と直接面談をして話してきました。申請書のとおり間違いがないという事でした。また、土地についても 7 9 ページにある様に有屋地区の辛々亭という焼き肉屋さんがあるのですが、そこを過ぎた所に駐車場を造りたいという事で聞いております。以上で報告を終わります。

1 番 (前山委員)

農地法第 5 条許可申請 No. 1 0 の譲渡人について報告いたします。

4 月 1 8 日に自宅を伺いましたが留守でしたので 4 月 1 9 日の午後電話で確認した結果、申請のとおり間違いがないという事で子供が二人いますが子供達がこれを自分達で使う予定はないと言われたので売買する事になったという事です。以上で報告を終わります。

事務局 (池次長)

農地法第 5 条許可申請 No. 1 1 の譲受人について報告いたします。

譲受人が大島郡徳之島町にお住まいのため 4 月 2 1 日 1 2 時 3 1 分に電話で確認いたしました。申請のとおり間違いがないという事でした。以上です。

1 2 番 (濱手委員)

農地法第 5 条許可申請 No. 1 1 の譲渡人について報告いたします。

4 月 1 8 日午後 5 時 3 0 分頃本人と直接お会いしましてお話しを聞く事が出来ました。この書面に記載してあります事実に相違ないと確かめる事が出来ました。また対価等も間違いがないとの事でした。現地は現在駐車場として使用しており事前着工等も行われておりませんので問題はないと思います。今回は私にとり初めての案件でしたので 4 月 2 1 日に前山会長にも現地を見てもらいアドバイスを受けました。以上でございます。

事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.12について調査報告をいたします。</p> <p>No.12につきましては、譲受人、譲渡人が共に内地にお住まいですので事務局にて確認を行いました。まず受人につきましては4月20日(水)9時20分に携帯電話にて連絡をいたしました。譲受人は東京都大田区にお住まいで飲食業を営んでいるそうです。将来は奄美にも貢献したい気持ちを持っており、マンション等の建設も考えているがすぐには大きな土地も探す事も出来ないのので、まずはこの土地を利用して資材置場等として利用しながら倉庫兼事務所を予定しているとの事でした。申請における事業計画及び資金計画については申請書のとおり相違ないとの事でした。</p> <p>譲渡人につきましては、鹿児島市に居住されており4月18日(月)午前9時に電話で確認しました。この土地につきましては、父が健在のおり昭和32年頃まで耕作されておりましたが、譲渡人が和野から赤木名へ移転した後は耕作されていません。県道の整備前はすごい雑木原野でしたが県道整備中に均されたため現在のようなススキ原になったとの事でした。現在は鹿児島市に住んでおりこの先も耕作の意志はありませんので、自分の存在中に売買の話がありましたので処分する事にしました。申請書のとおり土地の所在、権利の設定等並びに対価等に相違はないとの事でした。この土地につきましては、3月の非農地証明願で否決されている土地です。以上です。</p>
9番	<p>(大山委員)</p> <p>議案第27号No.12の土地について調査報告いたします。</p> <p>土地につきましては、農業委員として初めての調査でしたので4月18日(月)午後2時から笠利地区の農業委員全員のご協力いただき現場確認等のご指導いただきながら調査いたしました。申請人の譲受人、譲渡人が二方共に内地に居住されている関係で和野在住の方に現場の案内をしていただきました。現地は和野集落と奄美空港の中間辺りに位置し県道から海側の道路に面しております。道路向かいには「なが田家」の屋号のレストランがございます。申請地の現況は永年耕作が放棄された状態で雑木等の大きな木は生えておりませんが、ススキ等の雑草が繁茂している状態です。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。</p>

4 番

(榮委員)

No.1 2 は先月非農地申請がなされて却下された土地の案件ですが、私が懸念するのは和野の空港界限で非農地申請で2件、同じようなパターンが出て来てこの件は1度却下して今度5条申請で上げてきましたけれども、これは多分以前で売買契約が済んでいた形だったのではないかと予測されて、そういう意味でまず非農地申請をして農地法の縛りを解いて不動産売買をやり易くするための形としてあり得る事なので特に注意して欲しいと、私が懸念するのは自然遺産とかで観光客等の客の出入りが激しくなってきた時に、空港界限の土地が投資対象となり得る可能性が出て来るのではないかと思います。

議 長

(松崎会長代理)

その件は大丈夫だそうです。問題ないそうです。  
外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第27号の農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目適当と認め許可することに決定いたしました。

日程第6

議案第28号非農地の認定について、を議題といたします。  
事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読と説明)

No.9につきましては、1筆は60年前から宅地として利用しており、もう3筆は駐車場として利用しており農地として利用できないための申請でございます。

No.10につきましては、昭和60年頃から休耕放棄しており、農地として利用できないための申請でございます。

No.11につきましては、昭和60年頃から休耕放棄しており、農地として利用できないための申請でございます。

この3件は万屋字大久保の隣接する場所になります。

No.12につきましては、昭和59年頃から休耕放棄しており、農地として利用できないための申請でございます。

申請地は空港手前のガソリンスタンドの道路向かいになります。

No.13につきましては、昭和51年頃から休耕放棄して法面となっており、農地として利用できないための申請でございます。

申請地は空港手前のガソリンスタンド裏の道路沿いになります。

No.14につきましては、昭和54年頃新築工事により貸し住宅敷地として使用しており、農地として利用できないための申請でございます。

申請地は春日町の新しく出来た道路の路肩上になります。

現地につきましては担当調査委員の方から報告があると思います。

以上6件でございます。

議長

(松崎会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

11番

(肥後委員)

議案第28号非農地の認定についてNo.9の申請人と土地について調査しましたので報告いたします。

4月17日(日)午前10時頃農作業中の申請人に会う事が出来ました。4月18日に申請地の調査に行きますと伝えると共に今回の申請について聞き取りを行いました。申請の土地は全て親から贈与を受けたもので生まれ育った自宅と隣接しており、129ページの写真をご覧頂ければよろしいですが一体として利用しておりますとおよそこの辺にあるだろうとの事で、ここからここまでというのは分からないという事でした。申請人は長男と共に建設業、キビ運搬等の運送業、ハーベスタ4台、トラクター等の大型農業機械を所有して自らサトウキビの生産を行うと共に受託作業を行っております。現在自宅は別の場所に移転しましたが自宅跡地を含め駐車場、またこれらの

土地への進入道路として利用しており今まで通り使用させていただきたい、農地法に対する認識不足で申請が遅れました事は大変申し訳なくお詫びしますとの事でした。申請者からの始末書も添付されております。また、土地については4月18日(月)午後2時より笠利分室長及び笠利地区の8委員と申請人立会の下行いました。現地は万屋集落内の海側のはずれに位置しており119ページの申請書にある3筆は元自宅への出入口、駐車場として使用されてきました。124ページの字図にあります元の自宅は122番になります。128番2が現況宅地になっているのは申請人の叔父が戦後分家して家を建て最近まで住んでおられましたが、90歳を超える高齢で今は施設で生活しており、今後自宅へ帰られ引き続き宅地として利用されるかは不明であるとの事でした。調査の結果、申請の土地はいずれも今後農地として再生利用する価値は低く難しいと感じました。審議をよろしく申し上げます。以上です。

10番 (中棚委員)

非農地証明願No.10の申請について、申請人が現在入院中でその息子さんと話しをしたらその土地は30年前から畑は作っていないと、畑に入る道も現在無いのです。それで息子さんによりますと申請したのは分かっているという事でしたのでこの農業委員会の会が終わり次第報告する事になっていますのでその旨お伝えします。以上です。

11番 (肥後委員)

議案第28号非農地の認定についてNo.10とNo.11の土地について報告します。

133ページの字図をご覧ください。両方の申請地が隣接して一体となっていますので一緒に報告いたします。No.10, No.11の申請地は奄美空港の滑走路北側に近い集落の外れに位置しております。No.10の写真が138ページにNo.11の写真が146ページにあります。いずれもモクマオウや雑木が生い茂り危険で中に入っていけない状態でした。昔は傍を流れる小川の土手伝いに歩いて行って耕作していたとの近所の人達の話ですが、トラクター等の時代になって進入路がないためこのような状態になったと思われます。No.10、No.11共に農地としての再生は難しいと感じました。審議の方よろしくお願いたします。以上です。

3番 (山下委員)

非農地認定No.11の申請人について報告いたします。

4月19日10時50分に申請人の仕事場に行って直接お話しを聞く事が出来ました。申請書のとおり申請地は30年前から休耕していて現在は原野となっているため農地として利用出来ないとの事でした。申請書の住所、氏名、土地の所在等申請書の記載に間違いのないとの事でした。以上です。

9番 (大山委員)

議案第28号No.12非農地の認定について調査報告をいたします。

先程の4条申請の時にも申しましたが農業委員として初めての調査でありましたので4月18日(月)午後2時から笠利地区の農業委員全員と笠利分室長のご協力をいただき非農地の調査方法等のご指導をいただきながら現場調査を行いましたので報告いたします。2時18分頃申請人と直接現場で確認しながら現況及び経緯等調査いたしました。この農地は空港開港に伴い県道敷地として一部協力はしたものの道路用地以外の整地はなく昭和59年頃から約30年間耕作されておらず、現況はモクマオウ他雑木等が繁茂していて原野化しており、申請人に対し農地としての希望はと問いましたがその意向はなく農地への復元は困難な状況でした。

引き続きNo.13の非農地の認定について報告いたします。

4月18日(月)農業委員の皆様方と一緒に調査をいたしました。2時35分頃申請人と直接現場で確認と経緯等調査いたしました。この土地は奄美空港敷地に隣接しており土質が砂地のため昭和51年頃から耕作されていない状況です。また、空港開港時に隣接地主が駐車場を開設するため切土を行ったため申請地との段差が生じており農地への復元は困難な状況にあります。以上調査報告を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

1番 (前山委員)

非農地申請のNo.14について調査報告をいたします。

申請人に電話して確認したところ高齢で耳が遠くて聞こえないという事で大きな声でしゃべりましたが、そこは大分前にもう人に売った土地で自分は分からないので今そこに住んでいる人に聞いて下さいと言われてまして、そこは空き家になっていたものですからどうしたら良いのか事務局で調べてもらいましたら、その土地は3条申請で売買があったところだと聞きまして相手方の電話番号も聞きましたので電話して伺いましたら、それは間違いのないという事ですと増築々をしていって角の方が僅かに農地の方にはみ出しているという事が判明して大急ぎで非農地証明願いを出したという事で、よろし

くお願いしますという事でした。以上です。

議長

(松崎会長代理)

これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

No.9からNo.13まで一緒に同行して見て来た訳ですが、No.9、No.10、No.11につきましてはもう一寸農地に返す事は難しいだろうという現状ではなかったかなと思って見て来ました。それでこれは非農地として仕方が無いだろうと思っています。No.12につきましても空港線の道路横にあるものですから、前回の非農地を却下した所と状況として似ているのですが、現況は前回とは全然違いまして中の方に入りましたら柵になっておりまして木も生えているし、前回の非農地とは全然状況が違っていました。これにつきましても道路沿いには県の緑地帯がありますので後ろの方しか使えないのですが、後ろの方は道路は通っていますが坂になっていてその土地と平行ではないので農地として使うには難しいだろうというふうに見て来ました。No.13につきましては昔空港の駐車場として使っていたのですが、申請書の161ページの案内図で申請地を斜めに書いていますが、実際現地に行って申請人から話しを聞くと、こうではなく入口が三角になるという話しでした。下の広い所が駐車場だったのですがそこへの降り口があるのですがその降り口から向けて三角地が本人の土地であったと、それを駐車場を作った方が勝手に道路を造って坂道の舗装で造ったものですから、これも農地に変える事は非常に難しいのではないかと考えて現地を見て来ましたので、この5件につきましては非農地としても良いのではないかと思います。以上です。

議長

(松崎会長代理)

No.11については、何か感じたことはございませんでしたか。

15番

(吉委員)

No.11につきましてもこの写真にありますが道路がないという事で中に入って行く事が出来ない状況で、川が横にありましてこの川の横を歩いて昔は行っていたという話しでしたので、一寸今後農地として使うのは非常に難しいのではないかと思います。これも非農地とするのは仕方がないのではないかと感想を持ちました。以上です。

議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>No. 1 4 の方は調査委員の報告のとおり間違いございませんか。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>もう建物が建っている所ですので今更農地に戻せというのは無理な話だと思いますのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>ただいま吉委員からNo. 9 からNo. 1 3 までは説明がありましたように、私もその当日一緒に行きまして現地を見て来ました。吉委員のおっしゃるとおりでありましたので私の方からも報告したいと思います。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
	<p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p>
	<p>議案第 2 8 号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 2 8 号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>議事を再開いたします。</p>
	<p>(議長交代)</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>日程第 7</p> <p>議案第 2 9 号名瀬地域農用地利用集積計画 (利用権設定) の合意解約の決定について、を議題といたします。</p>

	事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(川内局長) (事務局の朗読及び説明)
議 長	(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
1 5 番	(吉委員) これは果樹園の方ですが作目はキビなのでしょうか。
事務局	(川内局長) この場所は平地で恐らくキビだったと思います。この貸借人はこちらには体を壊していらっしやなくて現在は東京の方に行っております。
1 5 番	(吉委員) では、借人はここにはいないという事ですか。
事務局	(川内局長) そうですので、合意解約という事になります。
1 5 番	(吉委員) はい、分かりました。
議 長	(前山会長) 外に質疑ございませんか。  (「なし」の声あり)  質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第29号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか  (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 8

議案第 30 号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 30 号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 9

議案第 31 号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第31号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第31号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第10</p> <p>議案第32号奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更:除外)に伴う意見書について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>これは先月継続審議となり先程委員の皆様にご確認をいただいた場所ですが、自動車修理・販売における在庫車両及び修理車両の保管場所としての除外申請です。</p> <p>以上1件です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>

2 番

(西委員)

4月20日午後5時30分頃申請者の務めている職場の方で聞き取り調査をいたしました。農用区域からの除外し土地を小野自動車に貸したいという事です。後は申請書のとおり間違いはないという事です。

4月21日小野自動車の方で聞き取り調査をしました。利用目的は申請書に書いてありますとおり自動車修理・販売における在庫車両及び修理車両の保管のためという事です。後は申請書のとおり間違いはないという事です。以上です。

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入りますが、これは先月から引き続き保留になった案件で、今日昼間2時から皆さんで視察された場所でございます。ここは判断するのに苦慮する所ですが除外をするのが適当であるとも認められるし、適当でないとも認められる所なのですが、皆様方のご意見をお聞きしたいと思います。

1 5 番

(吉委員)

前は話だけを聞いたのですが現地を見て思いが益々強くなったのですが、道路向かいは中学校で申請地の隣には立派な果樹園もあつたりしてこの一角を占める場所で、土地についても草が生えているだけで農地としては非常にまた1種農地で基盤整備もされたという事でありますので、非常に環境を悪くするのではないかと、中学校の向かいに車の捨て場のような箇所が出来るとはどうかと思います。ここ一角が除外されると集团的農地としての役割がなくなるのではないかと非常に危惧しております。見た感想といたしましては私は除外には農地としてははずすのは好ましくないのではないかと考えております。

議 長

(前山会長)

外にご意見ございませんか。

1 6 番

(平井委員)

今回初めて視察という形で行ったのですが、私も現地を見た時にすぐに耕作出来るなというふうに思いました。吉委員からもありましたように周りの環境や子供達の環境を考えると、あそこに車置き場があるのは農地としては好ましくないのではないかと思いました。以上です。

7 番

(松崎委員)

農業委員会として意見を出すのは当たり前だと思うのですが、農業員会としてはこれに賛成するのはいかななものかなと思います。それで県の方とか役所の方でどういう判断をするのか分かりませんが、農業委員会としてはこの土地を除外するのは一寸どうかと思います。先程からも意見がございました様に学校の近くでもありますし我々笠利方面の農業委員から見ると何時でも70歳代位の人であれば農機具を持って行って管理をするとサトウキビ畑や色んなものにも使えるような立派な畑ですので、一寸農業委員としてはこれを認めると後々波及していくのではないかと、農業の活性のためには農地として認めておくべきではないかと私は思います。

8 番

(野崎委員)

先月の意見とほぼ同じと思えるのですが、皆さんどう考えていますか。3月の委員会でも同じ意見が全会一致で出た訳です。なるべくでしたら代替地を探してもらう方法しか無いのではないのでしょうか。

議 長

(前山会長)

我々農業委員会としてはそれを除外しても適当であるか適当でないかというだけの判断をすればよろしい訳で、代替地を探すか探さないは相手の勝手ですので。

7 番

(松崎委員)

代替地を探した方が良くとかどうではなくて農業委員会として農業委員としてどうすれば良いのかという判断をすれば良く、現状を見た限りでは草を刈ると簡単に畑になるような土地ですので農業委員としてはそれはいかななものかなと私個人としては思っています。

議 長

(前山会長)

農振除外をする場合農振地区内の真中にある農地であれば完全にこれは適当でないと思われませんが、周辺地区の場合はもしそれなりの理由があれば農振除外しても差し支えないという意見もあり見方もするのですが、これも周辺部になりますのでやむを得ない事情がある場合は認めても差し支えないという部分もあるのですが、これを認めたら他の地域にも他の綺麗な管理している畑も外される可能性も出て来ますので、農業委員会としては適当でないという事で結論付けてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

その様なお意見でございますので、その様に取り扱いたいと思います。奄美農業振興整備計画変更申請（重要な変更：除外）については、審議の結果適当ではないという結論に達しましたので報告いたします。

日程第 1 1

議案第 3 3 号奄美農業振興整備計画変更申請（軽微な変更：用途区分の変更）に伴う意見書について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

先程の 4 条許可申請の部分と同じになります。申請の理由が牛舎建設のためとなっております。

議 長

(前山会長)

先程もありましたように 4 条許可申請で上がってきた所でございますが、この案件に関して農林振興課の方から補足説明をお願いします。

農林振  
興課

(勇主査)

農林振興課の勇です。軽微な変更という事ですけれども用途区分の変更です。申請地は今ありました様に和野のケナヅラで 3, 3 3 8 平方メートルございますが、用途区分の変更を申請人が申し出て来ている面積は 9 0 6. 3 平方メートルであります。この中身は何かと申しますと牛舎建設の為でありまして申請人は畜産経営基盤強化推進事業の導入を検討していらっしゃる、その導入と資金導入により牛舎を建設されようという計画を持っていらっしゃいます。それに伴い畑のままでは建設出来ませんので建築予定面積、牛舎が 7 1 4. 3 平方メートル、堆肥舎が 1 9 2 平方メートル合計 9 0 6. 3 平方メートルを施設用地に区分変更しようとする計画と並びに申請書であります。ご意見をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

4 条申請の中でも色々討議しましたけれども更にご質疑ございましたら出

されて下さい。

15番

(吉委員)

一寸お聞きしたいのですが申請人は認定農家になっているのですかね。

事務局

(有川笠利分室長)

認定農家になっています。

議長

(前山会長)

この方は私も以前からよく知っていますけれども、非常に頑張っている女性ですので是非応援したいなと思っているところです。

何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第33号奄美農業振興整備計画変更申請（軽微な変更：用途区分の変更）に伴う意見書については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号奄美農業振興整備計画変更申請（軽微な変更：用途区分の変更）に伴う意見書については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移します。

・互助会について

(前山会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
お疲れ様でした。

平成28年 4月22日

奄美市農業委員会  
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進